

同時発表：中部運輸局、近畿運輸局、九州運輸局

令和6年2月29日
鉄道局鉄道事業課

5件の鉄道事業再構築実施計画の認定について

国土交通大臣は、令和5年10月に施行された改正地域交通法[※]に基づく5件の鉄道事業再構築実施計画について、令和6年2月29日付けで認定を行いました。

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

国土交通大臣は、申請のあった5件の鉄道事業再構築実施計画について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第24条第2項に基づき、令和6年2月29日付けで認定を行いました。各実施計画では、地方公共団体等による支援や利用者の利便の確保に関する取組を行うこととされています。これらの計画が実現すれば、それぞれの路線の利便性・持続可能性が向上することとなります。

また、これにより、対象路線では社会資本整備総合交付金を活用することができるようになります。

【概要】（詳細については添付資料をご覧ください。）

申請者	対象路線	備考
（一社）養老線管理機構、養老鉄道（株）、大垣市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町、桑名市	養老鉄道養老線	認定期間中の計画の変更認定
北近畿タンゴ鉄道（株）、WILLER TRAINS（株）、京都府、兵庫県、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、豊岡市	北近畿タンゴ鉄道宮福線、宮津線	認定期間中の計画の変更認定
甲賀市、信楽高原鐵道（株）	信楽高原鐵道信楽線	以前認定を受けた路線に係る再認定
九州旅客鉄道（株）、（一社）佐賀・長崎鐵道管理センター、佐賀県、長崎県、鹿島市、江北町、白石町、太良町、諫早市	九州旅客鐵道長崎線	令和4年9月に上下分離済
南阿蘇鐵道（株）、（一社）南阿蘇鐵道管理機構、高森町、南阿蘇村、熊本県	南阿蘇鐵道高森線	認定期間中の計画の変更認定

【参考】

改正地域交通法に基づく鉄道事業再構築実施計画の認定は、6件となります。

【問い合わせ先】

鉄道局鉄道事業課 八木橋、吉田

代表 03-5253-8111（内線 40343、40514）、直通 03-5253-8539